

大阪府規則第三十八号

大阪府立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

大阪府知事
吉村 洋文

改正後		改正前	
第一条	第三章 (略)	第一章	第三章 (略)
第四章 風景地保護協定(第二十三条)	第二十一条	第四章 風景地保護協定(第二十三条)	第二十一条
八条		七条	
第五章 雜則(第二十九条 第三十一条)	第五章 雜則(第二十八条 第三十条)	第五章 雜則(第二十八条 第三十条)	第五章 雜則(第二十九条 第三十一条)
附則	附則	附則	附則
(公園事業となる施設の種類)	(公園事業となる施設の種類)	(公園事業となる施設の種類)	(公園事業となる施設の種類)
第二条 (略)	第二条 (略)	第二条 (略)	第二条 (略)
一 一五 (略)	一 一五 (略)	一 一五 (略)	一 一五 (略)
他人の用に供する車庫、駐車場、給油施設 その他の自動車に燃料又は動力源としての 電気を供給するための施設及び昇降機	他人の用に供する車庫、駐車場、給油施設 その他の自動車に燃料又は動力源としての 電気を供給するための施設及び昇降機	他人の用に供する車庫、駐車場、給油施設 及び昇降機	他人の用に供する車庫、駐車場、給油施設 及び昇降機
七一十二 (略)	七一十二 (略)	七一十二 (略)	七一十二 (略)
(公園事業の執行認可の申請)	(公園事業の執行認可の申請)	(公園事業の執行認可の申請)	(公園事業の執行認可の申請)
第三条 (略)	第三条 (略)	第三条 (略)	第三条 (略)
2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類 (運輸施設に関する公園事業の執行の認可を受けようとする場合にあっては、第四号ロ、第五号及び第九号に掲げる書類を除く。)及び図面を添付しなければならない。ただし、行為の規模が大きいため第一号から第四号イまでに掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該施設の規模及び構造に応じて適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができる。	2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類 (運輸施設に関する公園事業の執行の認可を受けようとする場合にあっては、第四号ロ、第五号及び第九号に掲げる書類を除く。)及び図面を添付しなければならない。	2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類 (運輸施設に関する公園事業の執行の認可を受けようとする場合にあっては、第四号ロ、第五号及び第九号に掲げる書類を除く。)及び図面を添付しなければならない。	2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類 (運輸施設に関する公園事業の執行の認可を受けようとする場合にあっては、第四号ロ、第五号及び第九号に掲げる書類を除く。)及び図面を添付しなければならない。
一 施設の位置を明らかにした縮尺二万五千分の一程度の地形図	一 施設の位置を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図	一 施設の位置を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図	一 施設の位置を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図
二 施設の付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一程度の概況図及びカラー写真	二 施設の付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及びカラー写真	二 施設の付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及びカラー写真	二 施設の付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及びカラー写真
三 施設の規模及び構造を明らかにした縮尺千分の一程度の平面図、立面図、断面図及び意匠配色図	三 施設の規模及び構造を明らかにした縮尺千分の一以上の平面図、立面図、断面図及び意匠配色図	三 施設の規模及び構造を明らかにした縮尺千分の一以上の平面図、立面図、断面図及び意匠配色図	三 施設の規模及び構造を明らかにした縮尺千分の一以上の平面図、立面図、断面図及び意匠配色図
四 (略)	四 (略)	四 (略)	四 (略)
イ 木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺千分の一程度の図面	イ 木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付隨する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺千分の一以上の図面	イ 木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付隨する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺千分の一以上の図面	イ 木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付隨する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺千分の一以上の図面
五 九 (略)	五 九 (略)	五 九 (略)	五 九 (略)
3 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第五条第一項ただし書の認可に関し必要があ			

目次		改正後	
第一章・第二章	(略)	第一章・第二章	(略)
第三章	保護及び利用 (第十三条→第二十三 条)	第三章	保護及び利用 (第十三条→第二十二 条)
第四章	風景地保護協定 (第二十四条→第二十 九條)	第四章	風景地保護協定 (第二十三条→第二十 八條)
第五章	雜則 (第三十条→第三十二条)	第五章	雜則 (第二十九条→第三十一條)
附則		附則	
第十三条	(略)	第十三条	(略)
(特別地域内の行為の許可基準)		(特別地域内の行為の許可基準)	
第十五条	(略)	第十五条	(略)
4 2 · 3	(略)	4 2 · 3	(略)
一 一五	(略)	一 一五	(略)
六 総建築面積 (同一敷地内にある全ての建築物の建築面積 (建築物の地上部分の水平投影面積をいう。以下この項において同じ。) の合計をいう。第六項第二号において同じ。)		六 総建築面積 (同一敷地内にある全ての建築物の建築面積 (建築物の地上部分の水平投影面積をいう。以下この項において同じ。) の合計をいう。第六項第二号において同じ。)	

第二条 大阪府立自然公園条例施行規則の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

第三十九条—第三十二条 (略)

四 条例第十九条第一項各号及び第二項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うこととがでるべき人員及び財政的基礎を有するものであること。

五 会社又は森林組合にあつては、自然公園の植生の保全その他の自然の風景地の保護に資する活動又は主として歩行者の通行の用に供する道路その他の施設の補修その他の維持管理に係る実績を有していること。

二　自然環境に関する科学的知見を有することその他条例第十九条第一項各号及び第二項各号に掲げる業務（同項各号に掲げる業務にあつては、当該公園管理団体の業務として行うものに限る。以下同じ。）を適正かつ確実に行なうことができる技術的な基礎を有するものであること。

三　十分な活動実績を有していることその他条例第十九条第一項各号及び第二項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行なうことができる人員及び財政的基礎を有するものであ

二　自然環境に関する科学的知見を有することその他条例第十九条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことのできる技術的な基礎を有するものであること。

三　十分な活動実績を有していることその他条例第十九条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる人員及び財政的基礎を有するものであること。

の敷地面積に対する割合及び総延べ面積(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二条第一項第四号に掲げる延べ面積をいう。**以下同じ。**)の合計をいう。以下の上欄に掲げる地域の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりであること。

の敷地面積に対する割合及び総延べ面積(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第一条第一項第四号に掲げる延べ面積をいう。)の合計をいう。(以下同じ。)の敷地面積に対する割合が、次の表の上欄に掲げる地域の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりであること。

11 三十一
条例第六条第三項第一号に掲げる行為（風力発電施設の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、第一項第五号及び第六号並びに前項第二号、第八号及び第十号に掲げる基準並びに次に掲げる基準のいずれにも適合することとする。

二 一　（略）

二　野生動植物の生息又は生育上その他の風致の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。

12 条例第六条第三項第一号に掲げる行為（太陽光発電施設の新築、改築又は増築であつて、土地に定着させるものに限る。）に係る許可基準は、第一項第五号及び第六号、第十項第二号及び第八号並びに前項第一号に掲げる基準並びに次に掲げる基準のいずれにも適合することとする。

二十一
条例第六条第三項第一号に掲げる行為（風力発電施設の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、第一項第五号及び第六号並びに前項第七号及び第九号に掲げる基準並びに次に掲げる基準のいずれにも適合することとする。

一　（略）

二　野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。

条例第六条第三項第一号に掲げる行為（太陽光発電施設の新築、改築又は増築であつて、土地に定着させるものに限る。）に係る許可基準は、第一項第五号及び第六号、第十項第七号並びに前項第二号に掲げる基準並びに次に掲げる基準のいずれにも適合することとする。

十四 第四項第七号 第九号及び第十号並びに第十一項第十号に掲げる基準のいずれにも適合すること。ただし、同一敷地内の太陽光発電施設の地上部分の水平投影面積の和が二千平方メートル以下であつて、次に掲げる基準のいづれかに適合する太陽光発電施設の新築、改築又は増築にあつては、この限りでない。

三 一・二 (略) 三・四 (略) 一イハ (略)

河川その他の自然物について照明を行うものについては、次に掲げる基準に適合すること。ただし、学術研究その他公益上必要と認められるもの又は病害虫の防除のために行われるものは、この限りでない。

イ 色彩及び形態がその周辺の風致と著しく不調和でないこと。

ロ 期間及び時間が必要最小限であると認められるものであること。

二 第四項第七号、第九号及び第十号並びに第
十項第九号に掲げる基準のいずれにも適合
すること。ただし、同一敷地内の太陽光発電
施設の地上部分の水平投影面積の和が二千
平方メートル以下であつて、次に掲げる基準
のいずれかに適合する太陽光発電施設の新
築、改築又は増築にあつては、この限りでな
い。
一 三
・ 四
二 (略) (略)
一 (略) (略)

ハ 当該照明を行う範囲が必要最小限と認められるものであること。

ニ 動光又は点滅を伴うものでないこと。

ホ 野生動植物の生息又は生育上その他の風致の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。

ハ 当該照明を行った範囲が必要最小限と認められるものであること。

ニ 光源を用いる広告物等にあっては、次に掲げる基準に適合すること。

- (1) 照明の範囲が必要最小限であると認められるものであること。
- (2) 期間及び時間が必要最小限であると認められるものであること。
- (3) 動光又は点滅を伴うものでないこと。

イ 一 (略) (略)

二 (略) (略)

三 (略) (略)

四 (略) (略)

五 (略) (略)

六 (略) (略)

七 (略) (略)

八 (略) (略)

九 (略) (略)

十 (略) (略)

十一 (略) (略)

十二 (略) (略)

十三 (略) (略)

十四 (略) (略)

十五 (略) (略)

十六 (略) (略)

十七 (略) (略)

十八 (略) (略)

十九 (略) (略)

二十 (略) (略)

二十一 (略) (略)

二十二 (略) (略)

二十三 (略) (略)

二十四 (略) (略)

二十五 (略) (略)

二十六 (略) (略)

二十七 (略) (略)

二十八 (略) (略)

二十九 (略) (略)

三十 (略) (略)

三十一 (略) (略)

三十二 (略) (略)

ホ 動光又は光の点滅を伴うものでないこと。
イ 一 (略) (略)
二 (略) (略)
三 (略) (略)
四 (略) (略)
五 (略) (略)
六 (略) (略)
七 (略) (略)
八 (略) (略)
九 (略) (略)
十 (略) (略)
十一 (略) (略)
十二 (略) (略)
十三 (略) (略)
十四 (略) (略)
十五 (略) (略)
十六 (略) (略)
十七 (略) (略)
十八 (略) (略)
十九 (略) (略)
二十 (略) (略)
二十一 (略) (略)
二十二 (略) (略)
二十三 (略) (略)
二十四 (略) (略)
二十五 (略) (略)
二十六 (略) (略)
二十七 (略) (略)
二十八 (略) (略)
二十九 (略) (略)
三十 (略) (略)
三十一 (略) (略)
三十二 (略) (略)

ホ 動光又は光の点滅を伴うものでないこと。
イ 一 (略) (略)
二 (略) (略)
三 (略) (略)
四 (略) (略)
五 (略) (略)
六 (略) (略)
七 (略) (略)
八 (略) (略)
九 (略) (略)
十 (略) (略)
十一 (略) (略)
十二 (略) (略)
十三 (略) (略)
十四 (略) (略)
十五 (略) (略)
十六 (略) (略)
十七 (略) (略)
十八 (略) (略)
十九 (略) (略)
二十 (略) (略)
二十一 (略) (略)
二十二 (略) (略)
二十三 (略) (略)
二十四 (略) (略)
二十五 (略) (略)
二十六 (略) (略)
二十七 (略) (略)
二十八 (略) (略)
二十九 (略) (略)
三十 (略) (略)
三十一 (略) (略)
三十二 (略) (略)

いかに適合するものであること。

イ 学術研究その他公益上必要と認められることがあること。

ロ 野生動植物の生息又は生育上その他の風致の維持上支障を及ぼすおそれがないものであること。

二 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるものであること。

(略)

26

(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)

第十九条 (略)

一―三 (略)

四 道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から二十メートル以上の距離にあり、かつ、その水平投影面積が千平方メートル以下である炭がま、炭焼小屋、伐木小屋、造林小屋、畜舎、納屋、肥料だめ等を新築し、改築し、又は増築すること。(改築又は増築にあつては、改築又は増築後ににおいて、その水平投影面積が千平方メートル以下であるものに限る。)

五 (略)

六 条例第六条第三項の許可を受けた行為又は前各号及び次号から第八十四号までに掲げる行為を行うために必要な工事用の仮工作物(宿舎を除く。)を新築し、改築し、又は増築すること。

七―十四 (略)

十五 野生鳥獣の保護増殖のための巣箱、給餌台、給水台等を設置すること。

十六―十八 (略)

十九 電波法(昭和二十五年法律第二百三十一号)第二条第四号に規定する無線設備を改築し、又は増築(新たに増築する無線設備の高さが、既存の無線設備の高さ又はそれが附帯する工作物の高さのうちいずれか高い方の位置を超えないものに限り、かつ、増築部分の最高部と最低部の高さの差が二メートル以下であるものに限る。)すること。

二十 既存の電線、電話線又は通信ケーブル(以下「電線等」という。)を改築すること又は既存の電線等に沿つて電線等を新築若しくは増築すること(既存の電線等の色彩と同等と認められるものに限る。)。

二十一 既存の電線等に附帯する工作物を新築・改築又は増築すること(既存の電線等の色彩と同等と認められるものに限る。)。

二十二 変圧器その他の電柱に附帯する設備を改築又は増築すること(当該電柱の高さを超えないものに限る。)。

二十三 支持物から他の支持物を経ずに需要場所の引込口に至る電線、電話線及び通信ケーブル並びに引込みに要する設備を設置すること。

(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)

第十九条 (略)

一―三 (略)

四 道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から二十メートル以上の距離にある場所で炭がま、炭焼小屋、伐木小屋、造林小屋、畜舎、納屋、肥料だめ等を新築し、改築し、又は増築すること。

五 (略)

六 条例第六条第三項の許可を受けた行為又は前各号及び次号から第五十五号までに掲げる行為を行うために必要な工事用の仮工作物(宿舎を除く。)を新築し、改築し、又は増築すること。

七―十四 (略)

十五 巢箱、給餌台、給水台等を設置すること。

十六―十八 (略)

十九 電波法(昭和二十五年法律第二百三十一号)第二条第四号に規定する無線設備を改築し、又は増築(新たに増築する無線設備の高さが、既存の無線設備の高さ又はそれが付帯する工作物の高さのうちいずれか高い方の位置を超えないものに限る。)すなれば、工作物の高さが付帯する工作物の高さのうちいずれか高い方の位置を超えないものに限る。)すること。

二十 既存の電線、電話線又は通信ケーブルを既存の規模を超えない範囲(径の変更を除く。)で張り替えること(色彩の変更を伴わないものに限る。)。

二十一 支持物から他の支持物を経ずに需要場所の引込口に至る電線、電話線及び通信ケーブルを設置すること。

二十四

二十二 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)第四十七条第一項に規定する認定保護増殖事業等(以下この条において「認定保護増殖事業」といふ。)の保存についての認定申請書類を提出すること。

二十四 野生鳥獣による人、家畜、農作物、森林又は生態系に対する被害を防ぐためにカメラを設置し、又は柵、金網その他必要な施設（その高さが三メートルを超えない施設に限る。）を新築し、改築し、若しくは増築すること。

二十五 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第二条第一項に規定する特定外来生物（以下この条において「特定外来生物」という。）の防除又は保安の目的で、カメラを設置すること。

二十六 知事が指定する地域以外の地域において既存の建築物の屋根面に太陽光発電施設（当該施設の色彩及び形態が、自然公園の風致の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして、知事が指定する色彩及び形態であるものに限る。）を設置すること。

二十七 府が自然公園の保護又は適正な利用の推進のために人の立入りを防止するための柵又は当該自然公園の利用者数を計測するための機器その他の仮設の工作物（高さが三メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が三平方メートル以下であるものに限る。）を新築し、改築し、又は増築すること。

二十八 （略）

二十九 自家用のために木竹（条例第六条第三項第九号の知事が指定する植物（以下「採取等規制植物」という。）であるものを除く。）を採伐（塊状採伐を除く。）すること。

三十 生業の維持のため、必要な範囲内で竹（高さが五十センチメートル以内のものに限る。）を伐採すること。

三十一 施設又は設備の維持管理を行うため必要な範囲内で竹（高さが三メートル以内のものに限る。）を伐採すること。

三十二 木竹を伐採すること。

三十三 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採すること。

三十四 認定保護増殖事業等の実施のために木竹を伐採すること。

三十五 森林の保育又は電線路の維持のために木竹を伐採すること。

三十六 道路（主として歩行者の通行の用に供するものを除く。）、鉄道又は軌道の交通の障害となる木竹を伐採すること。

三十七 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で竹又はかん木を伐採すること。

三十八 電線路の維持に必要な範囲内で木竹を伐採すること。

三十九 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で竹又はかん木を伐採すること。

四十 森林又は野生動植物の保護管理のための標識を掲出し、又は設置すること。

四十一 四十八 （略）

四十九 森林又は野生動植物の保護管理のための標識を掲出し、又は設置すること。

五十 （略）

二十五 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第二条第一項に規定する特定外来生物（以下この条において「特定外来生物」という。）の防除の目的で、カメラを設置すること。

二十六 殖事業等」という。）の実施のために必要な工作物を設置すること。

二十七 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐためにカメラを設置し、又は柵、金網その他必要な施設（その高さが三メートルを超えない施設に限る。）を新築し、改築し、若しくは増築すること。

二十八・二十九 （略）

三十 森林の保育又は電線路の維持のために木竹を伐採すること。

三十一 認定保護増殖事業等の実施のために木竹を伐採すること。

三十二 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採すること。

三十三 森林の保育又は電線路の維持のために木竹を伐採すること。

三十四・三十二 （略）

三十五 森林の保育又は電線路の維持のために木竹を伐採すること。

三十六 道路（主として歩行者の通行の用に供するものを除く。）、鉄道又は軌道の交通の障害となる木竹を伐採すること。

三十七 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で竹又はかん木を伐採すること。

三十八 電線路の維持に必要な範囲内で木竹を伐採すること。

三十九 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で竹又はかん木を伐採すること。

四十 森林又は野生鳥獣の保護管理のための標識を掲出し、又は設置すること。

四十一 四十二 （略）

四十三 森林の保護管理又は野生鳥獣の保護増殖のための標識を掲出し、又は設置すること。

四十四 四十五 （略）

四十五 認定保護増殖事業等の実施のために標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置すること。

くは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。

五十一—六十一 (略)

六十二 宅地内において採取等規制植物を採取し、又は損傷すること。

六十三 農業を営むために必要な範囲内で採取等規制植物を損傷すること。

六十四 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で採取等規制植物を損傷すること。

六十五 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で当該採取等規制植物を損傷すること。

六十六 国、地方公共団体又は特定外来生物の防除を目的とする催し(国又は地方公共団体が実施するものであつて、あらかじめ、その内容及び実施期間を記載した書面が、知事に提出されたものに限る。第六十八号において同じ。)に参加した者が、特定外来生物である植物(木竹を除く。)を採取し、又は損傷すること。

六十七 (略)

六十八 国、地方公共団体又は特定外来生物の防除を目的とする催しに参加した者が、特定外来生物である動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

六十九 (略)

七十—七十五 (略)

七十六 公園管理団体が行う条例第十九条第一項各号及び第二項各号に掲げる業務のために必要な行為であつて、その行為の内容及び実施期間を記載した書面が十四日前までに知事に提出されたものを行うこと。

七十七 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五条)第十条第一項の規定による環境大臣の許可に係る行為として、条例第六条第三項各号に掲げるものを行うこと。

七十八 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第四十七条第一項に規定する認定保護増殖事業等の実施のために必要な行為として、条例第六条第三項各号に掲げるものを行うこと。

七十九 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除の実施のために必要な行為として、条例第六条第三項各号に掲げるものを行うこと。

八十 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第六条第三項

四十六—五十六 (略)

五十七 宅地内にある植物で、条例第六条第二項第九号の規定により知事が指定するものに採取し、又は損傷すること。

五十八 認定保護増殖事業等の実施のために条例第六条第三項第九号の規定により知事が指定する植物を採取し、又は損傷すること。

五十九 (略)

六十 認定保護増殖事業等の実施のために条例第六条第三項第十号の規定により知事が指定する動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

六十一 自然公園において鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第九条第二項の規定による知事の許可に係る鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

六十二 (略)

六十三 魚介類を捕獲し、又は殺傷すること。

六十四—六十九 (略)

二に餌を与えること。
二野生物に著しく接近し、又はつきまとつこと。

第二十四条 第三十二条
第四章 (略)

第二十三条 第三十一条
第四章 (略)

様式第1号（第14条関係）

特別地域内行為許可申請書 (略)	
行為の種類	(該当する番号を○で囲むこと。) 1 工作物の新築、改築又は増築 2 木竹の伐採 3 鉱物の採掘又は土石の採取 4 水位又は水量の増減 5 広告物等の掲出等 6 水面の埋立て又は干拓 7 物の集積又は貯蔵 8 土地の形状の変更 9 高山植物等の採取又は損傷 10 動物の捕獲若しくは殺傷又は卵の採取若しくは損傷 11 色彩の変更 <u>12 指定道路における車馬の使用</u>
(略)	(略)

(注1) (略)

様式第1号（第14条関係）

特別地域内行為許可申請書 (略)	
行為の種類	(該当する番号を○で囲むこと。) 1 工作物の新築、改築又は増築 2 木竹の伐採 3 鉱物の採掘又は土石の採取 4 水位又は水量の増減 5 広告物等の掲出等 6 水面の埋立て又は干拓 7 物の集積又は貯蔵 8 土地の形状の変更 9 高山植物等の採取又は損傷 10 動物の捕獲若しくは殺傷又は卵の採取若しくは損傷 11 色彩の変更
(略)	(略)

(注1) (略)

様式第4号（第18条関係）

特別地域内行為既着手届出書 (略)	
大阪府立自然公園の特別地域の指定（拡張）時に行行為に着手していた土石その他の物の指定時に当該物を集積又は貯蔵していた 道 路 の 指 定 時 に 車 馬 を 使 用 し て い た 非 常 災 害 の た め の 応 急 措 置 を 行 つ た	
ので、大阪府立自然公園条例 第6条第6項 第6条第7項 により、次のとおり届け出ます。	
(略)	
(注) 「（大阪府立自然公園の特別地域の指定（拡張）時に行行為に着手していた・土石その他の物の指定時に当該物を集積又は貯蔵していた・ 道 路 の 指 定 時 に 車 馬 を 使 用 し て い た ・非常災害のための応急措置を行った）」のいずれかに○をつけてください。	

(略)	(略)
11 色彩の変更	(略)
12 指定道路における 車 馬 の 使 用	1 車馬の種類及び数 2 使用する範囲及び面積 3 使用の方法

(注2) (略)

様式第4号（第18条関係）

特別地域内行為既着手届出書 (略)	
大阪府立自然公園の特別地域の指定（拡張）時に行行為に着手していた土石その他の物の指定時に当該物を集積又は貯蔵していた 非 常 災 害 の た め の 応 急 措 置 を 行 つ た	
ので、大阪府立自然公園条例 第6条第6項 第6条第7項 により、次のとおり届け出ます。	
(略)	
(注) 「（大阪府立自然公園の特別地域の指定（拡張）時に行行為に着手していた・土石その他の物の指定時に当該物を集積又は貯蔵していた・非常災害のための応急措置を行った）」のいずれかに○をつけてください。	

(略)	(略)
11 色彩の変更	(略)

(注2) (略)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年七月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、同年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に第二条の規定による改正前の大坂府立自然公園条例施行規則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている申請書は、改正後の大坂府立自然公園条例施行規則（以下「新規則」という。）の様式により提出されたものとみなす。

3 旧規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、新規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

4 新規則第十五条の規定は、この規則の施行の日以後にされる大坂府立自然公園条例（平成十三年大阪府条例第六号）第六条第三項の許可の申請について適用し、同日前にされた同項の許可の申請については、なお従前の例による。